

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和2年7月6日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

本件処分通知書に記載されている一時保護の理由である「不適切な養育の疑い。」に該当する事実はない。一時保護される際に、親権者に対し、何の説明もなく、また、同意もない状態で勝手に保護をした。児相に保護された後に親権者に連絡をしている。

親権者の同意なく保護することは、児童相談所長以外には権限はないはずである。本日（令和2年8月2日）まで、児童相談所長と話をすることもできず、面接を拒否されている。本児との面会も拒否されている。すでに、本児の学ぶ権利が侵害されている。

なぜ、こんな不利益を受けなくてはならないのか。

児相は、自らの都合のよい解釈ばかりして、当方の主張を認めない。当方の要望に対しても全く聞く耳なし。本児が活着ているかも不明なので、まずは活着ている証拠を出してほしい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月6日	諮問
令和2年12月18日	審議（第50回第2部会）
令和3年1月22日	審議（第51回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の定め

(1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めたときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、同項1号として、次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

これを受けて、法 27 条 1 項は、都道府県は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 27 条 1 項各号の措置を採らなければならないと規定している。

(2)ア 法 33 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」と規定し、法 33 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 27 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

イ この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成 30 年 7 月 6 日付子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・2・(2)・アでは、緊急保護を行う必要性がある場合として、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」等としており、同・イでは、アセスメントのための一時保護の在り方として、「アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。（以下略）」としている。

ウ 法 33 条 5 項は、親権者の意に反して、2 か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする場合は、家庭裁判所の承認を得

なければならないと規定している。

エ なお、東京都知事は、法 27 条 1 項、28 条 1 項及び 33 条 2 項に係る権限を、法 32 条 1 項、地方自治法 153 条 2 項並びに法施行細則（昭和 41 年東京都規則第 169 号）1 条 1 項 1 号及び 5 号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

(3) 児童虐待の定義につき、児童虐待の防止等に関する法律は「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」（2 条 1 号）、「児童に対する著しい暴言…その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」（同条 4 号）とする。そして、同条 1 号の身体的虐待は、打撲傷・あざなどの外傷を生じうるような行為と解され、同条 4 号の心理的虐待は、「ことばによる脅かし、強迫など。」「子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。」「他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。」などをいうとされている（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月改正版）」（以下「手引き」という。）第 1 章・1・(2)参照）。

(4) また、手引きは、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断するときは、まず一時保護を行うべきであるとし、必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査することが子どもの最善の利益にかなう（第 5 章・1）としているため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行いうると解されている。

(5) なお、ガイドライン及び手引きは、地方自治法 254 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であり、適正な児童家庭相談援助活動を実施するための指針として、いずれも合理的なもの

である。

## 2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、処分庁は、令和2年1月から同年4月まで、本児や姉妹に対する身体的・心理的虐待について対応していたところ、同年7月3日、〇〇市子ども家庭支援センターから連絡があり、本児が家出をし、請求人らからの本児に対する暴言が酷いため、帰宅を拒否する意向があることから、児相での保護を依頼されたことが認められる。

そうすると、その連絡を受けた処分庁が、請求人らによる本児に対する不適切な養育の疑いから、本児の安全を迅速に確保し保護するとともに、本児の心理状態、その置かれている環境等を把握する必要があると判断し、法33条の規定に基づき、同日付けで本児を一時保護することを決定したこと（本件処分）に不合理な点は認められない。

以上のとおり、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものであるから、違法又は不当な点を認めることはできない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のことから、本件処分が違法又は不当であると主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは上記2のとおりであることから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

## 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来